

告 示

埼玉県告示第二百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）志木ショッピングセンター

埼玉県志木市本町六丁目二千二百三十一番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾主哉

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾主哉

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一 外二者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年十月二十二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千四十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一九〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五一立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ヤオコー 午前九時から午後十時

株式会社サンドラッグ 午前九時から翌午前〇時

未定(テナントA) 午前九時から翌午前〇時

未定(コンビニ) 午前〇時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場一 午前〇時から翌午前〇時

駐車場二 午前八時三十分から午後十時

駐車場三 午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午前八時三十分

荷さばき施設四 午前四時から午前六時、午後十時から翌午前一時

ト 届出年月日

平成二十六年二月二十一日

二 縦覧期間

平成二十六年三月四日から平成二十六年七月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月四日から平成二十六年七月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課